

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成26年4月から地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度予算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳 入

科目	令和5年度予算額（千円）
地方消費税交付金	770,000
社会保障財源化分	346,500

歳 出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社会福祉費	842,255	459,997	382,258	286,556
児童福祉費	463,300	384,548	78,752	58,905
保健衛生費	8,619	7,366	1,253	1,039
計	1,314,174	851,911	462,263	346,500

※人件費及び事務費は経費対象外

※歳出事業費は扶助費に要する経費